

政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和5年8月22日（火曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前10時25分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 12人

座 長 押 田 大 祐

副 座 長 織 田 伸 一

委 員 飯 山 勝 彦

// 田 辺 裕 三

// 吉 田 修

// 岡 部 享

// 大 島 満

// 谷 口 寿 一

// 成 田 光 雄

// 橋 本 雅 雄

// 松 井 桂 将

// 鋪 田 博 紀

4 欠席委員 1人

委 員 江 西 照 康

（ 代理出席 金 岡 貴 裕 ）

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	渡辺 康裕
議会事務局次長	大野 満
庶務課長	山下 達也
庶務課主幹（課長代理）	中山 崇
庶務課庶務係長	竹端 志織
庶務課主査	竹下 哲矢

6 協議結果等について

1 各会派から提出された運用指針上の課題・対応案について

- (1) 今年度、新たに各会派から提出のあった運用指針上の課題・対応案6件のうち、政策フォーラム32提案の、「実際の会派（議会運営上の会派）と政務活動費上の会派を一致させる」については、主に政務活動費の使い方について協議を行う政務活動費のあり方検討会で取り扱う内容ではないことから、協議しないことを確認した。
- (2) 今年度、新たに各会派から提出のあった運用指針上の課題・対応案6件のうち、政策フォーラム32提案の1件を除く5件について、提案理由説明及び質疑を行った。これら5件の会派の賛否について、8月31日（木）までに、事務局に報告することとした。
- (3) 昨年度から継続審査となっている広報広聴費に関する案件2件（提案者：自由民主党、日本共産党）については、今年度、改めて日本共産党から広報広聴費に関する提案があったことから、新しく提案のあった案件の協議の中でまとめて協議を行うこととした。

7 会議の概要

座長

ただいまから、政務活動費のあり方検討会を開会いたします。なお、本日は江西委員に代わり、金岡議員が出席されています。また、本日の議事録の署名委員に、田辺委員、橋本委員を指名いたします。これより、協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、協議事項1番目、各会派から提出された運用指針上の課題・対応案についてであります。

事前に各会派に対し、政務活動費の運用指針上の課題について照会したところ、お手元の配付資料のとおり、今年度、新たに6件の提案がありました。

本日の検討会では、これらの提案について、後日、改めて会派の賛否を報告いただくため、案件ごとに、提案理由説明及び質疑を行い、進めたいと考えておりますが、協議に入ります前に、6番目の政策フォーラム32の提出案件の取扱いについて確認させていただきたいと考えております。

まず、6番目の課題のところには、「政務活動費は、会派に対し交付する。（条例第2条）のであるから、政務活動費交付のため会派届を出しても、実際の会派と相違している状態はよくないのではないか」という提案があり、対応案のところでは、「実際の会派と政務活動費交付会派は一致させる」とあります。ここで言う「実際の会派」とは、議会運営上の会派のことだとは思いますが、それと政務活動費の交付を受ける会派を一致させるという提案がされております。

座長といたしましては、あり方検討会は、主に政務活動費の使い方について協議を行う場であることから、この提案については本検討会で結論を出せる案件ではないと考えております。

このため、事前に事務局のほうから提案者に説明を行い、この案件の取扱いについて確認をさせていただいたところ、提案者は、政務活動費の使い方に関する問題ではないが、懸念されることがあるため、あり方検討会での協議までは求めないけれども、提

案理由の説明は行いたいと希望されている旨、事務局から報告を受けております。

ついては、先ほども申し上げましたとおり、座長としては、本案件は、あり方検討会で取り扱う内容ではないと考えておりますが、今回は、懸念事項があるとのことですので、提案者の意向に配慮し、座長の判断により提案理由をお聞かせいただきたいと思います。

それでは、提案者の大島委員、提案理由説明をお願いいたします。

大島委員

座長、ありがとうございます。

協議まで求めないと事務局に私が答えたかどうかというのは、ちょっと記憶がございません。

まず、この提案、この指針上の課題について、ここから落とすということになれば、これを認めたこととなりますので、それはどうしてもできないと私はお伝えしたつもりでございます。

まず、昨年令和4年6月28日のあり方検討会でこの内容の御説明があったときに、私は納得ができませんとお話ししております。

まず、会派というのは、そもそも思想・信条、政治的な考え方を同じくする者が集まって政治活動をするもので、それに対して政務活動費が支払われるというのは当然のことだと思います。

今年の6月定例会の議会だよりの最終ページに令和4年度政務活動費の記事が出ておまして、誠政気魄は3人で540万円、執行率は85%と出ておりますが、これを2つの会派で政務活動費を使って報告をするということになれば、当然、視察・研修だとか事務職員の給与、人件費も同時に支払っているということで報告をするのですが、そもそもそのこと自身が政治的な信条を異にする方々が同じ報告をするということが、少し理解ができません。

昨年の6月にも申し上げましたが、これを事務局とその会派だけで判断して決めたということに非常に違和感を感じるというか、納得ができません。

事務局のほうからは、好ましくないが認められない

ものではないというようなニュアンスのガイドブックを示しながら、違法ではないと言っておられましたが、例えば、私は二十何年自民党の党员でございますが、「180万円の政務活動費をお預けしますので、私の事務もやっていただけませんか」ということを、富山市議会自由民主党なり自由民主党の会派が、「いいですよ」と言えば、私は政務活動費上の統一会派として、一見、自民党1人の会派とか、そういうことも可能になるということに懸念するものであります。

これは、政務活動費と実際の会派は同じでなければならぬと。政務活動費のためだけに会派を組むというのは、私は納得がいかないもので、許されないものだとも思っております。

以上です。

座長

今、提案者の大島委員のほうから説明をいただきました。

今の発言は、会派の定義の部分というものが主ではないかと考えます。そこから派生して、政務活動費という形になってくるのかなと思います。

あり方検討会は、今、大島委員の求める答えが出せる会ではないのではないかと。いわゆる会派の定義を一致させるということに関するところが、あり方検討会の中では答えが出せないと判断しております。

そういうこともありますので、ここは主に政務活動費の使い方についての検討を行う場であるため、この案件に関しましては、あり方検討会で取り扱う内容ではないと考えます。

ただし、どうしても、今大島委員の言われたような重要な懸念であり、いろいろなものがあるということであれば、それは適合する会議のほうに上げていただき、そちらのほうで御検討いただいて、その中で、もう一度政務活動費のあり方検討会に意見を求めるということであれば、やぶさかではないと考えます。

大島委員、それでよろしいでしょうか。

大島委員 私の見解は変わりませんが、ほかの方にも少し聞いていただければと思います。

座長 そうですね。
ここで協議というわけではございませんが、それでは、あくまでも皆さんの御意見を伺いたいと思います。

吉田委員 今大島委員が言われたことは理解できるのです。ただ、座長が言われるように、ここが結論を出す場ではないということもそのとおりだと思いますので、各派代表者会議、しかるべきところで正式に議論をします。合意の下で方向を決めると。聞いておいて終わりということではちょっとまずいかなと。以上です。

座長 ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ほかにないようなので、ここでとどめますが、今、1人の委員の見解ですけれども、大島委員以外の方からは、やはり各派代表者会議なり、しかるべき機関を通した上でという御意見があったということ、大島委員は受け止めていただきたいと思います。残念ながら、政務活動費の使い方を検討する会ですので、今回は取り扱わないこととさせていただきます。ただし、皆様に申し上げます。この懸念事項に関しましては、ほかの提案同様、各会派内へお持ち帰りいただき検討をしていただければ幸いです。それでは、この案件に関しては、この程度にとどめたいと思います。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。それでは、戻ります。冒頭申し上げましたが、本日は案件ごとに提案理由説明及び質疑を行います。それを踏まえて、会派に持ち帰っていただき、協議

をしていただきます。

後日改めて会派の賛否を事務局まで御報告していただきたいと考えております。

なお、報告に当たっては、お手元に配付の一覧表に会派の賛否を、○、×、△のいずれかで記入していただき、8月31日の木曜日までに、事務局に提出していただきたいと考えます。

それでは、提案理由説明及び質疑を行います。

まず、1番目、自由民主党さんのクレジットカードに関する提案について、提案理由説明をお願いします。

金岡議員

まず最初のクレジットカードの件なのですが、昨年度、この会で専用のカードをつくるということが決められましたけれども、私たちの会派のほうでは、この個人専用のカードをつくるということは、不正防止の観点の中ではないのですけれども、カードはあくまでも個人の信用財産でありまして、議会専用とし、在職、退職に伴ってつくったり、解約したりするものではないと考えております。

そういった理由から、私たちは、個人のカード、専用カードをつくっていませんけれども、個人のカードでも十分な対応はできると考えておりまして、ポイントがつくことにより、専用カードをというのであれば、それはやり過ぎではないのかと。

ポイント欲しさではなく、税を有効に使うために優先すべきということで、また、今回、個人のカードでも使えるようにということで提案させていただきました。

座長

今、自由民主党さんから、クレジットカードに関する提案がありまして、これは昨年度、熱心な議論が行われたと思います。

改めてここでお伝えしておきますけれども、本日は協議までは行いません。

あくまでも、会派にお持ち帰りいただいて、会派内で話し合いを進めるための質疑を行いたいと思います。あくまでも、案件への賛否や意見は述べず、提案内

容に対する検討材料を探す質疑にとどめていただくようお願いいたします。
それでは、ただいまの提案について質疑はございませんか。

鋪田委員 この議論に関して、1つは、有するポイントについては、法的には問題がないであろうという解釈がされている一方、ポイントがたまっていくことについて、有権者の方々の理解がなかなか得にくいのではないかという観点もあったかと思うのですが、その点について、会派としてはどのように市民の方に説明ができると考えていますか。

金岡議員 ポイントの使用に関しては、あくまでもその個人個人の判断で大丈夫というか、ほかの議会等でも許されているところと許されていないところがありますけれども、基本的には、判例を見ましても認められておりますし、それを個々人の判断に委ねるということでもいいのではないかなと、私たちの会派のほうでは思っているところです。

座長 よろしいでしょうか。

鋪田委員 もう少し分かりやすく言うと、ポイントの利用で得られるものと、それより経費節減という部分、あるいは透明性の確保という部分の比較ということになると思うのですが、それをもう少し具体的に説明する材料を会派として何かお持ちですかという質問です。

座長 協議までには至らず……

鋪田委員 いや、そういう質問……

座長 あくまでも……

鋪田委員 考えをお持ちですかと、説明される材料を持っていますかと聞いているのです。

座長 この場は自由民主党さんのほうも、まだ会派の中できちんとした答えが出ているのか、出ていないのかも分かりませんが、今日持ち帰って協議するというのであれば、そのように答えていただいても大丈夫です。

金岡議員 当会派では、まだそこまで考えが統一されているわけではないので、1回持ち帰らせていただいて、再考させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

鋪田委員 はい、承知しました。私はそれでいいと思います。

座長 これに関しては、昨年かなり議論されたことでありますけれども、皆さん、噛んだところと噛めていないところが確かに残っていたかと思います。
改めて、どのように運用していくのか、会派にお持ち帰りいただき、前回はどうだったけどこうしたほうがいいのか、また、このままでいったほうがいいのか、改善提案はこう出せるのではないかとということを会派の中で協議していただいて、この資料には○、×、△という話になっておりますが、当然附帯する考え方を加えてくださっても結構です。
ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、この程度でとどめます。
次、2番目、自由民主党さんの宿泊料に関する提案についての提案理由説明をお願いいたします。

金岡議員 これに関しても課題のところに書いてあるとおりなのですけれども、コロナウイルスの感染拡大後、インバウンドの客が戻ってきていることから、年間を通して、ホテルの平均客室単価がすごく上がってきているというのは皆さんも御存じのとおりだと思いますが、その中で、今の上限額1万4,800円

ではなかなか泊まれるところも減ってきていて、今後さらなる高騰ということも見込まれることから、この上限額1万4,800円というものは再検討を要すべきではないかということをご提案させていただきました。

座長 分かりました。
この宿泊料に関する提案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、この程度にとどめます。
3番目に行きます。
今度も自由民主党さん、グリーン車の利用に関する提案について、提案理由説明をお願いいたします。

金岡議員 議員の視察においては、グリーン車の利用を禁じているところでありまして、市職員の出張に関してはグリーン車の利用が認められており、委員会視察のときには、逆に議員が職員の規定に合わせて使っているところが現状だと思います。
政務活動費の利用に関しても、職員の規定と同条件で合わせてもいいのではないかと。
これは、グリーン車を使ってくださいと言っているわけではなくて、それぞれ個人が判断できるように、例えば高齢でなかなかきついだとか、体の調子が悪いだとかというときには、やはりグリーン車じゃないときついたりところもあるかと思うので、それに関しては、出すことができるように、条件を合わせてもいいのではないかとという提案であります。

座長 グリーン車の利用に対する提案理由説明を伺いました。
この提案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、4番目の日本共産党さんの資料購入費に関する提案について、提案理由説明をお願いいたします。
日本共産党さん。

吉田委員 新聞以外の定期刊行物、月刊誌。週刊誌ではないですけれども、私のところでは、「議会と自治体」という月刊誌と「食べもの通信」という月刊誌について、政務活動費を請求し、支払いを受けているわけですが、表紙だけでは内容が分からないということで、目次ぐらいつけることは当然だと思うのですが、特に「食べもの通信」というのは、学校給食の中身だとか、有機給食だとか、オーガニック給食だとか、そういうことで、参考になる記事がたくさんあるのです。
そういう点で、今「議会と自治体」というのは、全国の自治体の状況ですとか、そういうような内容ですから目次ぐらいしかつけていないのですが、「食べもの通信」の場合は、号によって大分違いまして、議会事務局からは、目次と表紙だけではいけないということで、記事を2つか3つつけるのです。だから、毎月十数ページの資料になるのです。
だから、そういう点で、継続して購読している場合は、表紙と目次ぐらいでもいいのではないかと。ただし、新たに定期刊行物を買う場合は、最初はきちんと目的が分かるようなものをつけるべきだと思いますが、もう少し簡素化してもいいのではないかとというのが提案であります。

座長 ただいま資料購入費に関する御提案を頂戴いたしました。
この提案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、同じく日本共産党さんの、5番目の広報広聴

費に関する提案について、提案理由説明をお願いいたします。

吉田委員

現在、広報広聴費というのは、あまり使われていないのが現実であります。

そういう意味で、やはり、いろいろな議論がありましたけれども、各会派が市民に議会の様子や市政の状況を政務活動費を使って広報することに、もう少し「ハードルを下げる」という言い方は正しくないのですけれども、大いに取り組めるようにしていただくということで議論がありました。議員名と顔写真の掲載の是非、あるいは大きさということがありますが、原則はきちんと守らなければいけないと思いますし、課題、対応案に①、②、③、④と書きましたけれども、今回、発行はあくまでも会派の責任ということを確認しつつ、議員個人版も含めて認めるべきではないかと。

形式の問題が資料にも出ていますけれども、形式はやはり会派の自由であるべきだと思っております。改めて、今年度、議論をさらに深めて、それなら出そうと。各会派が政務活動費を使って広報誌をつくり、市民に配布するという機運を盛り上げていただければと思っております。

以上です。

座長

5番目の広報広聴費に関する提案の提案理由説明をお伺いしました。

ここで質疑に入る前に、広報広聴費、いわゆる広報誌については、昨年度から継続審査案件となっているものが2件あります。資料の下のほうに記載させていただいております。

これらの継続審査案件2件は、今回の日本共産党の提案内容にも関係しておりますので、質疑に入ります前に、事務局に、昨年度の協議の概要について説明をしてもらいます。

庶務課長、お願いします。

庶務課長

それでは、私のほうから、昨年度の広報誌の協議の

概要について説明させていただきます。

今座長のほうからも説明がございましたが、配付資料、A3判横の下方に記載しております「昨年度からの継続審査案件について」のとおり、広報誌のことに関し、令和4年度は、自由民主党と日本共産党の2会派から提案がございました。

自由民主党からは、広報費の運用が統一されていないのではないか。日本共産党からは、議会の見える化の推進の観点からも大切な広報誌であり、各会派が積極的に広報誌を発行できる状態になるよう、あり方検討会で一定の基準を設けるため議論を深めるべきとの課題が示され、自由民主党の、広報誌はパターン化して発行してはどうかとの提案を中心に、2件を一括して協議が行われました。

なお、広報誌はパターン化して発行してはどうかとの提案に対する意見につきましては、A4の配付資料「広報誌に関する意見一部抜粋」に記載のとおり様々な意見があり、意見の一致は見られないものの、「これまでの議論を踏まえて、会派の責任で広報誌を作成することが必要だと思うが、最低限ここは気をつけましょうというルールにして継続審査としたい」、「現時点では、みんなが納得するルールをつくるのは難しいと思うが、ここで議論を区切るのではなく、継続していけばよい」などの審査の継続を望む意見が多く見られましたことから、当該2件の案件につきましては、継続審査となっているものでございます。

令和4年度の広報誌の協議の概要について、私の説明は以上です。

座長

事務局の説明のとおりでありまして、広報広聴費については、昨年から2件あります。

このような中、今回、日本共産党さんから改めて5番目の広報広聴費に対する提案があったことから、今年度、広報広聴費の協議を行うに当たっては、5番目の日本共産党さんの提案の中でまとめて協議を進めていきたいと考えます。

これは、昨年度の広報誌はパターン化するという提

案がなくなった、あるいは否決されたということではなく、この5番目の日本共産党さんの提案の中に、「④広報誌の形式は会派の自由」という、パターン化することと相反する内容が含まれていることから、必要に応じて、その中で併せて協議をしていただくという趣旨で考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それを踏まえて、ただいまの日本共産党さんの提案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で今年度新たに会派から提案のあった案件の提案理由説明及び質疑を終了いたします。

以上で、本日の協議は終了いたしました。

改めて確認しますが、各会派から提案のあった運用指針上の課題のうち、1番から5番までの案件について、会派の賛否を、お手元の配付の一覧表にて、8月31日（木曜日）までに事務局に御報告をお願いいたします。

なお、意見がいろいろと出そうな案件もありますので、どうしてもこちらに書き切れないということであれば、別表をつけるなり、御意見を添えてくださっても構いません。

また、今後の会議の中で、こういうことがあると伝えていただきたいと思います。

なお、次回の検討会の協議事項や詳細な日程については、改めて委員の皆様にお知らせをさせていただきます。

本日はこれをもって政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。

令和5年8月22日
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 押 田 大 祐

署名委員 田 辺 裕 三

署名委員 橋 本 雅 雄